

建設工事における余裕期間制度に対するQ & A

Q 1) 実施要領第3条(5)全体工期と(9)契約期間は異なるのか。

A 1) 全体工期と契約期間は同じ期間となります。(どちらも余裕期間+実工期)

Q 2) 実施要領第4条の対象工事は、(1)(2)(3)以外であれば、すべての工事(等級に関係なく)が対象となると理解してよいか。

A 2) 対象工事は、実施要項第4条(1)(2)(3)以外のすべての工事となります。

Q 3) 実施要領第2条に「建設資材、技術者及び労働者の確保などのための余裕期間を設ける・・・」とあるが、工事着手前の建設資材の調達は、出来るのか。

出来るのであれば、その事前の確認(主要資材承認届の提出)はどのようにして行うのか。(現場代理人、主任技術者不在)

A 3) 余裕期間内の準備(資材や労働者の確保)は、受注者の責で行うこととなります。

また、事前の確認については、現場にまだ入っていないので確認(工事資材使用届出書の提出)は不要(事前に監督員の確認が必要な材料を除く)です。

余裕期間にできる作業とできない作業の具体例は、Q13を参照してください。

Q 4) 任意着手方式で余裕期間は短縮せず、実工期の終期のみ前倒しする場合、契約変更は必要か。

A 4) 契約変更は不要です。実工期の終期のみを前倒しする場合は、完成通知書を受注者から提出させ工事を完了してください。

Q 5) 発注者指定方式で設定した場合、地元の都合や関係機関との調整等により、工事の始期が変更(前倒し、延期)になった場合は、変更契約の手続きが必要か。その場合の、打合せ簿は誰と取り交わすのか。(現場代理人、主任技術者不在)

A 5) 原則、工事の始期の変更は認めておりませんが、やむを得ない理由により工事の始期を前倒しする場合については、受発注者双方で協議を行ってください。

また、工事の始期の延期はできません。延期部分については、工事一時中止の手続きにより対応してください。

受注者が監督職員と協議を行う場合は、余裕期間であり、現場代理人等通知書が提出されていない場合は、受注者の代表等が協議を行ってください。

Q6) 任意着手方式、フレックス方式で設定した場合、受注者の都合で工事の始期に変更が生じれば、その手続きはどのようにするのか。(現場代理人、主任技術者不在)

A6) 原則、工事の始期の変更は認めておりません。やむを得ない理由により工事の始期を前倒しする場合には、受注者が監督職員と協議を行ってください。

受注者が監督職員と協議を行う場合は、余裕期間であり、現場代理人等通知書が提出されていない場合は、受注者の代表等が協議を行ってください。

また、工事の始期の延期はできません。延期部分については、工事一時中止の手続きにより対応してください。

Q7) Q5) Q6) で余裕期間が 180 日間を超える場合の対応はどのようにするのか。

A7) 工事の始期の延期はできません。延期部分については、工事一時中止の手続きにより対応してください。なお、余裕期間は 180 日を超えることはできません。

Q8) 余裕期間の方式については、事前に発注者で決定することになるが、契約した後に受注者と協議し、方式を変更することは可能か。

A8) 方式の変更はできません。事前にいずれかの方式で設定するか検討してください。

Q9) 余裕期間内に歩掛や労務単価が変更になる場合の対応はどうか。(「契約時点から変更しない。」 or 「契約後の工事着手以前に変更になった場合は、変更で対応する。」)

A9) 契約時点から変更しません。

Q10) 発注者指定方式で工事始期日は日数で指定することができるか。

A10) できません。契約日を受注者が選択できるため、契約日次第では工事の始期が土日等になることがあるためです。

Q11) 任意着手方式、フレックス方式で、余裕期間を日数で指定した場合、期限日が土日等になることがあるが、その時の始期の設定はどのようにするのか。

A11) 「土日等以外」で工事の始期を選択してもらう必要があります。

Q12) 余裕期間中に、発注者から受注者へ図面、数量計算書等の資料の提供を行ってよいか。

A12) 図面、数量計算書等の資料の提供することは可能です。

Q13) 余裕期間内にできること、できないことはあるか。

A13) 余裕期間内は、工事着手にあたる作業や工事着手後に行う作業はできません。
ただし、労働者の確保、現場に搬入しない資材等の準備を行うことはできます。
例をご参照ください。

【余裕期間内にできる作業の例】

- 労働者の確保
- 資材の準備（現場への搬入は不可）
- 工事看板等の作成

【余裕期間内にできない作業の例】

- 現場事務所の設置
- 工事看板等の設置
- 現地測量
- 支障物件の撤去
- 樹木伐採、除草
- 工場製作工
- 現場への資機材の搬入
- 工事のお知らせの配布
- 工事写真の撮影